

新潟市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第8号

新潟市事務分掌条例の一部を改正する条例

新潟市事務分掌条例（平成18年新潟市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長の権限に属する事務を処理するため、次に掲げる部等を置き、その部等は、市全体の基本方針の決定、制度の管理及び区の区域を越える全市的な行政サービスの提供を基本的な役割とし、おおむね次に掲げる事務を分掌する。

第1条第1号イ中「広報」の次に「及びプロモーションの総括」を加え、同条第5号ウを削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織としての部、局及び課（以下「部等」という。）の設置及びその分掌する事務について、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。